

JFBA/3/12

2012年(平成24年)4月23日

国際連合人権高等弁務官事務所 御中

国際連合人権高等弁務官事務所が作成する

日本に関する人権状況要約書のための文書による情報提供

日本弁護士連合会

I. 背景と枠組

1. 日本政府は、第 1 回普遍的定期的審査（UPR）において勧告を受けた[26¹]、UPR のフォローアップへの市民社会の関与について何ら取組みをしなかった。今回の第 2 回審査に向けたプロセスにおいても、市民社会との協議は形式的なものであった。

A. 国際的な義務の範囲

2. 日本は、第 1 回 UPR 後に強制失踪条約を締結したが、死刑廃止条約（自由権規約第二選択議定書）及び移住労働者権利条約は未署名、障がいのある人の権利に関する条約は未批准のままである。国際人権条約に関する個人通報制度の受け入れについて、第 1 回 UPR でも[1]、また、その後も、自由権規約委員会（2008 年）、女性差別撤廃委員会（2009 年）、人種差別撤廃委員会（2010 年）から勧告がなされたが、外務省人権人道課に個人通報制度受け入れの準備のための人権条約履行室が設置される等の一定の進展が見られたものの、現在まで実現していない。

B. 憲法上・立法上の枠組

3. [日本が]締結した条約は、憲法 98 条 2 項の趣旨から、国内法に受容され国内法としての効力を持つとされるが、国内裁判所において条約が直接または間接に適用された裁判例は極めて少なく、裁判規範としてほとんど機能していない。また、[第 1 回 UPR での]勧告にもかかわらず[6]、差別を定義し、禁止する法律は制定されていない。

C. 制度的な人権に関するインフラ

4. パリ原則に合致した国内人権機関を早急に設置すべきことは、第 1 回 UPR でも[2 及び 3]、また、その後も、自由権規約委員会、女性差別撤廃委員会、人種差別撤廃委員会、子どもの権利委員会から勧告がなされたが、未だに実現していない。政府は、国内人権機関の設置に意欲を示し、国内人権機関設置法案を近く国会に提出する予定と報じられているが、与党内にも国内人権機関の設置に反対する議員による反対運動組織化の動きがあり、法案成立の見通しは不透明である。また、政府の法案は、パリ原則の遵守が不十分である。

D. 政策措置

5. 司法機関及び法執行機関に対する国際人権法に関する教育・研修は不十分で、改善が見られない。

II. 人権の促進と擁護

A. 人権機構との協力

6. 第1回UPR後に、日本は、自由権規約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約及び子どもの権利条約について、定期報告審査を受けた。各条約機関からの勧告には新しいものもある一方、第1回UPRでも勧告されながら、具体的な取組みのないまま、積み残しとなっている課題が多々ある。

B. 国際人権上の義務の履行

1. 平等と差別禁止

a. 女性に対する差別的法規

7. [第1回UPRでの] 勧告にもかかわらず^[7]、女性を差別する民法婚姻規定（婚姻年齢、女性だけの再婚禁止期間及び夫婦の氏の選択）を改廃する法案は提出に至っていない。
8. 2009年の女性差別撤廃委員会の第6次日本報告審議総括所見²では、人工妊娠中絶を受ける女性に罰則を科す規定を削除するよう勧告がなされた。また、「売春防止法」において、顧客は処罰されない一方、売春した者が起訴の対象となりうることについて懸念が示された。しかし、これらの女性に対する差別的法規については、政府における検討が皆無に等しいが、直ちにこれらの規定を改廃すべきである。

b. 政策決定過程における男女共同参画

9. 重要な政策決定の場に女性の参画が極めて少なく、これを解消するための法的な暫定的特別措置の導入もされていない³。

c. 婚外子に対する差別

10. [第1回UPRでの] 勧告^[6]や、子どもの権利委員会（2010年）の勧告にもかかわらず、婚外子に関する法律上の差別は依然として存在する。民法や戸籍法における非嫡出子という概念や、差別的規定・差別的取扱いは直ちに改善すべきである^{4,5}。

d. 在日コリアンに対する差別、部落差別、アイヌに対する差別

11. [第1回UPRでの] 勧告にもかかわらず^[6]、人種差別の禁止に関する法制度の整備は進んでいない。一方、朝鮮学校の生徒を含む在日コリアンに対する人種

差別的な言辞はなくなっておらず，無年金障がい者・高齢者の年金問題等の在日コリアンに対する差別的な制度も継続している。部落差別に関しては，徐々に差別意識は薄まりつつあると考えられるが，特に結婚に関しては意識・実態ともに差別が認められ⁶，引き続き差別解消に向けた積極的な対策が必要である。アイヌに関し，政府は2009年12月にアイヌ政策推進会議を設置し，アイヌ文化の振興・生活実態の調査などを行っているが，より総合的な施策を推進すべきである。

e. 障がいのある人に対する差別⁷

12. 日本政府は2007年9月に障がいのある人の権利に関する条約に署名し，現在，新たな総合的な国内法の制定について，当事者を含めて積極的な議論がされている。障がいのある人の「完全参加と平等」の理念のもと，障がいのある人の権利に関する条約の水準に沿った基本的人権を保障する国内法を早急に制定することにより，同条約の批准を速やかに実現することが必要である。

2. 生命，自由，安全に関する権利

a. 死刑制度，死刑確定者に対する処遇⁸

13. 〔第1回UPRでも，〕死刑執行停止や死刑廃止を目的とした死刑制度の見直しが勧告された[12]が，政府は，いずれについても適当ではないとの立場を明確にしている。しかし，自由権規約委員会⁹や拷問禁止委員会¹⁰も，死刑の廃止を前向きに検討するとともに，死刑の執行を速やかに停止するよう日本政府に繰り返し勧告している。日本政府は，速やかに死刑の執行を停止するとともに，死刑の廃止について社会的な議論を開始すべきであり，特に，犯罪時20歳未満の少年に対する死刑の適用は，速やかに廃止すべきである¹¹。
14. 自由権規約委員会からも勧告を受けているとおり，死刑判決に対する上訴は必要的なものとなっておらず，再審請求や恩赦の出願にも執行停止の効力はない。死刑確定者と弁護人との面会には刑事施設職員が立ち会うなど，十分な弁護権や防御権も保障されていない。死刑確定者の処遇についても，死刑確定者は単独室に収容され，時には30年を超えるほど長期間にわたっており，死刑執行日の事前告知もなく処刑され，高齢者や精神障がい者まで執行されている。

b. 代用監獄，刑事拘禁に関する問題

15. 日本においては，警察の留置場に，ひとつの事件につき，起訴までの間，最長23日間被疑者を拘禁することが可能であり，逮捕の繰り返しによって警察拘禁期間はさらに長期化しうる。起訴前保釈制度はなく，弁護士へのアクセスも制限さ

れており，捜査官による自白を得る目的での長時間にわたる濫用的な取調べの危険がある。このような代用監獄制度について，日弁連は，30年以上にわたって廃止を求めており，自由権規約委員会，拷問禁止委員会，第1回UPRでも[13]，繰り返し見直しが勧告されている。しかし，日本政府は，代用監獄制度のもとでの適切な処遇の努力を継続するとして，同制度を維持する姿勢を何ら変えていない。この数年間にわたる志布志事件¹²，氷見事件¹³，足利事件¹⁴，布川事件¹⁵等といった日本における著名な無罪事件の経過は，捜査官による密室での違法・不当な取調べが繰り返され，多くのえん罪が生み出されていることをあらためて明らかにしたものであって，代用監獄制度は廃止されるほかない。

c. 女性に対する暴力，人身取引等

16. 女性に対する暴力について，〔第1回UPRで〕女性に対する暴力を減少させるための施策の継続が勧告されたが[14]，未だに多くの女性が配偶者などからの暴力の被害に遭っている¹⁶。DVの相談件数，暴力検挙件数，保護命令新受件数とも増加傾向にある¹⁷。DV法の改正も含めて，被害者保護及び自立促進のための就業の促進，住宅の確保，子どもの就学等各種の支援が必要である。人身売買の検挙件数は減少傾向にある¹⁸ものの，搾取的な移住労働者の人身売買事案の実態を明らかにする必要がある。

d. 子どもに対する暴力

17. 〔第1回UPRでの〕勧告にもかかわらず[17]，依然として学校における体罰を理由として教師が処分を受けている¹⁹。また，2009年には，少年院において，職員から少年に対する暴行事件があったことが問題となっている²⁰。政府は，学校でのいじめ，校内暴力に対する厳罰的施策を推進してきたが，子どもが問題行動を起こす背景に対する配慮をしていない点，子どもたちの間で起きているいじめの複雑さへの理解不足が認められ，不十分なものととどまっている。
18. 2009年，17歳以下の子どもの7人に1人が貧困状態にあり，特にひとり親家庭の子どもに至っては半数以上が貧困状態にあることが明らかとなった。子どもの権利委員会は，子どもの貧困の根絶のための適切な資源配分[67]，及び，養育費の効果的回収のための措置[69]をとるよう勧告している²¹。日本政府は，子どもの貧困の実態調査を直ちに行い，子どもの貧困対策を策定し実行し，養育費確保を含めた，すべての子どもの貧困の予防と不利益回避の実現を目指すべきである²²。

e. 東日本大震災，福島原子力発電所事故

19. 2011年3月11日に発生した東日本大震災は、大津波や火災、家屋の倒壊により、東北・太平洋沿岸部及び周辺地域に壊滅的な被害をもたらし、現在も多くの住民が仮設住宅での生活を強いられている²³。特に、東京電力福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が大気中に放出された結果、多数の住民が居住区域への立入りを禁止され²⁴、それ以外の区域でも、ICRPの公衆被ばく線量限度を超える場所で住民が生活することを余儀なくされている。このような状況下においては、住民の、放射線の潜在的な健康影響に対する防護を求める権利²⁵、持続可能な生活条件・健康に対する権利²⁶の実現が求められている。また、住民の生命・身体に関わる情報であるにもかかわらず、避難計画や避難指示に関する情報の提供は著しく不十分であり、また、原子力施設や事故に関する情報の提供については、現在もなお透明性に欠けていると言わざるを得ず、特に子どもや妊婦に対する健康への影響が懸念されている²⁷。

3. 司法制度と法の支配

a. 取調べの可視化²⁸

20. 日本における被疑者に対する取調べは、時間の制限なく実施され、弁護人の立会いもなく、録音・録画についても、自白調書作成後の場面が録画されるにすぎず、また、警察官による取調べについては、実際に録画される事例は極めて限定的であった。このような状況については、自由権規約委員会²⁹や拷問禁止委員会³⁰からも、取調べの全過程における録音・録画の使用を確保するよう強く求められており、〔第1回UPRにおいても、〕取調べの可視化が勧告されている[13]ところである。検察庁は、2010年9月の厚労省元局長無罪事件³¹を受け、特捜事件や知的障がいのある被疑者について取調べの全過程の録画の試行を開始しているが、これらの勧告にしたがって、対象事件の範囲を拡大しつつ、取調べの可視化を法制化するとともに、それまでの間、警察官による取調べを含む捜査機関の実務において、取調べの全過程の録画をできる限り広範囲に実施すべきである。

b. 「日本軍慰安婦」問題

21. 「日本軍慰安婦」問題に関して、日本政府は、〔第1回UPRで〕勧告を受けた[5及び18]。また、2011年9月には韓国政府から韓国憲法裁判所の決定³²を受けて被害救済のために積極的な対応を求められ、その後も、同年12月18日の首脳会談において、韓国大統領から「日本軍慰安婦」問題の解決を強く求められているが、日本政府は、法的に解決済みであるとの立場を維持している。これを機に、日本政府は、早急に関係政府と話し合い、一日も早く、立法により、謝罪、人と

しての尊厳の回復措置と金銭賠償をなし、真相の解明のための調査機関の設置等により法的責任を果たし、国連人権諸機関の信頼を回復すべきである。この点に関し、日弁連は、大韓弁協と共同して、「日本軍慰安婦」問題の最終的解決に関する提言を行っている³³。

4. 良心、信教、表現、結社、集会の自由及び参政権

22. 日本の公立の学校現場においては、国旗の掲揚・国歌の斉唱に際し、起立しなかった教員に停職などの不利益処分が課せられており、教育の場における思想・良心の自由が脅かされている状況にある³⁴。また、政治的意見に関するビラの投函等が逮捕・起訴の対象とされるなど、表現の自由に対する政府による広範な規制が危惧されているほか、テロ対策を理由として多数のイスラム教徒の個人情報網羅的に収集されていたことが指摘されている³⁵。

5. 労働に関する権利、社会保障・十分な生活水準に関する権利

a. 長時間労働、非正規労働に関する問題

23. 不安定な雇用、低い労働条件、職業能力向上やキャリア形成の欠如などの問題を抱える非正規労働者は、全体的に増加を続け、2010年には労働者全体の34.9%に達しており、その内女性は69.3%を占める。また、2010年の年間給与額が200万円以下（平均の約半分以下）の労働者は、全体の22.9%、女性では42.7%に上る³⁶。このように、労働者の非正規化・貧困化が進んでおり、とりわけ女性の労働環境は厳しい。加えて、依然として地域別最低賃金が生活保護水準を下回る地域が残っており、最低賃金制度が労働者のセーフティネットとしての機能を十分果たしていない³⁷。
24. 他方、正規雇用労働者には、長時間過密労働、成果主義賃金による成果達成への圧力が課されており、2010年には、週労働時間が60時間以上の労働者が全体の9.5%を占めている³⁸。長時間過密労働の結果、労働者の脳・心臓・精神疾患の労災事案が増加している³⁹。このような正規雇用労働者の長時間過密勤務は、正規労働者にとって、ワーク・ライフ・バランスの調和が困難であるばかりか、特に家庭責任を担うことを伝統的に期待されている女性労働者の正規雇用化の障害ともなっている。

b. 生活保護、ホームレスに関する問題

25. 雇用情勢の悪化や高齢化の進展などにより、生活保護の受給者は増加傾向にあり、2011年には200万人を突破したが⁴⁰、最低生活費以下で生活をしながら生活

保護を申請・受給していない世帯も多く、生活保護の捕捉率が低いことが問題である。また、正当な保護受給要件のある人に申請を断念させている生活保護行政の不適切な運用が指摘されている。政府統計によっても、全国で1万3000人以上のホームレスがいることが確認されており⁴¹、ホームレスに対する生活保護などの支援施策が不十分である⁴²。

6. 移住者，難民，庇護希望者^{43,44,45,46}

a. 技能実習生問題等

26. 現在の日本では、多民族・多文化への傾向が進展しているにもかかわらず、移住者の権利保障を目的とする国内法の整備は進んでおらず、労働、教育、社会保障、公的社会への参画などの分野で差別が存在する。自由権規約委員会⁴⁷から勧告された外国人研修・技能実習制度については、一定の改善が見られたものの、労働関係法令違反の横行など多くの構造的問題があり、廃止するべきである。

b. 難民認定手続・異議申立手続の問題，難民申請者の送還

27. 日本の難民認定制度については、〔第1回UPRでも〕異議申立ての審査のための独立した機関の設立が勧告されたが[22]、日本政府はこれを受け入れていない。難民認定手続を関連する国際人権条約と整合するものとするとの勧告については[20]⁴⁸、拷問の危険のある国に対する送還の禁止は明文で規定されたものの、在留特別許可の判断を国際人権条約の趣旨にしたがって行うことは規定されていない。庇護希望者の法律扶助制度へのアクセスに関する勧告についても[20]、何ら改善が見られていない。

¹ 括弧内の数字は第1回UPRにおける勧告の項目に対応

² 女性差別撤廃委員会第6回日本政府報告書審査総括所見（2009年8月）

<http://www2.ohchr.org/english/bodies/cedaw/docs/co/CEDAW.C.JPN.CO.6.pdf>（英文）

³ 国会議員に占める女性の占める割合は、2011年4月現在、衆議院10.9%、参議院18.2%となっており、国家公務員の管理職に占める女性の割合は、2008年度で2.2%にすぎない。

⁴ 日弁連「子どもの権利条約に基づく第3回日本政府報告及び武力紛争における子ども・子ども売買各選択議定書第1回日本政府報告に関する日本弁護士連合会の報告書」（2009年7月17日）

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_3_en.pdf（英文）

参考 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/child_report_3_ja.pdf（和文）

⁵ 日弁連「家族法の差別的規定改正の早期実現を求める会長声明」（2011年10月6日）

<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2011/111006.html>（和文）

⁶ 「平成18年度部落差別に関する実態調査報告書」（平成20年3月三木市）によれば、同和

地区内に居住する夫婦のうち、配偶者の一方が同和地区出身、もう一方が同和地区外の出身の夫婦は全体の 29.9%となっているが、一方または双方の側から結婚に反対がなかった夫婦の割合は、夫が同和地区出身の場合 59.8%、妻が同和地区出身の場合 68.8%で、夫婦とも同和地区出身の場合の 94.3%、夫婦とも同和地区外出身の場合の 90.5%と比較して明らかに低く、一方配偶者が同和地区出身である場合の結婚にはまだまだ反対する人が多いことが窺える。結婚に関し、部落差別があると感じるか、という質問に対しても、同和地区内では 53.7%、同和地区外では 23.5%の人が「あると感じる」と回答している。

- <http://www2.city.miki.lg.jp/miki.nsf/0/80a3ce81a1fde7e34925737e002d2b1a?OpenDocument>(和文)
- 7 日弁連「障害者自立支援法を確実に廃止し、障がいのある当事者の意見を最大限尊重し、その権利を保障する総合的な福祉法の制定を求める決議」(2011年10月7日第54回人権擁護大会)
- http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2011/2011_3.html(和文)
- 8 日弁連「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」(2011年10月7日第54回人権擁護大会)
- http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2011/20111007_sengen.html(英文)
- 参考 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2011/2011_sengen.html(和文)
- 9 自由権規約委員会第5回日本政府報告書審査総括所見(2008年10月)
- <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G09/401/08/PDF/G0940108.pdf>(英文)
- 10 拷問禁止委員会第1回日本政府報告書審査最終見解(2007年5月)
- <http://daccess-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G07/433/72/PDF/G0743372.pdf>(英文)
- 11 事件当時18歳であった少年が、元交際相手の少女に傷害を負わせ、少女を守ろうとした姉と少女の友人を殺害する等した事件において、仙台地方裁判所は、2010年11月25日、死刑判決を言い渡した。
- 12 鹿児島県議選で投票依頼のために現金を授受したとされる公職選挙法違反事件であるが、起訴された12人全員について、2007年2月23日、鹿児島地方裁判所は無罪を言い渡し、判決は確定した。事件そのものが存在しないにもかかわらず、「たたき割り」と称する強圧的取調べにより事件が作り上げられた。
- 13 女性暴行事件で富山県警に誤認逮捕され、実刑判決を受け服役後に無実と判明した事件。任意調べで否認したものの、強圧的な取調べで虚偽自白がなされた結果実刑判決が確定、服役後に真犯人が現れたことで無実が明らかになった。
- 14 栃木県足利市で発生した幼女殺害事件で逮捕された男性が、当時のDNA鑑定により警察から犯人と決め付けられて虚偽の自白をさせられた事件。無期懲役刑が確定したが、再審請求中のDNA再鑑定により無実が証明され、2010年3月26日、再審公判で無罪判決を受けた。
- 15 茨城県利根町布川で発生した強盗殺人事件で逮捕された男性2名が、警察による強圧的な取調べの過程で虚偽の自白を強いられた事件。無期懲役刑が確定したが、再審請求後になって隠されたままであって無罪方向の多くの証拠がようやく開示されたことなどを受け、2011年5月24日、再審公判で無罪判決を受けた。
- 16 内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報「男女間における暴力に関する調査報告書」(平成18年4月)
- <http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/10.html>(和文)
- 17 内閣府男女共同参画局 配偶者からの暴力被害者支援情報「配偶者からの暴力に関するデータ」(平成23年7月11日更新)
- http://www.gender.go.jp/e-vaw/data/dv_dataH2307.pdf(和文)
- 18 内閣府男女共同参画局「平成22年版男女共同参画白書」92頁,137頁
- <http://www.gender.go.jp/whitepaper/h22/zentai/pdf/H22-1-3.pdf>(和文)
- 19 前掲日弁連報告書(2009年7月17日)
- 20 同上
- 21 子どもの権利委員会第3回日本政府報告書審査総括所見(2010年6月)

-
- <http://www2.ohchr.org/english/bodies/crc/docs/co/CRC.C.JPN.CO.3.pdf> (英文)
- 22 日弁連「貧困の連鎖を断ち切り、すべての子どもの生きる権利、成長し発達する権利の実現を求める決議」(2010年10月8日第53回人権擁護大会)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2010/20101008.html> (英文)
参考 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2010/2010_1.html (和文)
- 23 日弁連「東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所事故による被災者の救済と被災地の復旧・復興支援に関する宣言」(2011年5月27日第62回定期総会)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2011/20110527.html> (英文)
参考 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2011/2011_1.html (和文)
- 24 日弁連「原子力発電と核燃料サイクルからの撤退を求める意見書」(2011年7月15日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110715.html> (和文)
- 25 ICRP Pub.111 暫定訳総括(d), IAEA 基本安全原則 7, 自由権規約 6 条, 17 条
- 26 ICRP Pub.111 暫定訳総括(d), 社会権規約 11 条 ~ 15 条
- 27 女性の地位委員会第 56 会期のサイドイベント「東日本大震災と福島原発事故による農村被害女性の状況」で報告した「日弁連報告」及び「東日本大震災復興における両性の対等な関与及び女性の被害者の権利保護に関する意見書」
- 28 日弁連「取調べの可視化を実現し刑事司法の抜本的改革を求める決議」(2011年5月27日第62回定期総会)
http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2011/20110527_3.html (英文)
参考 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/assembly_resolution/year/2011/2011_3.html (和文)
- 29 前掲自由権規約委員会総括所見(2008年10月)
- 30 前掲拷問禁止委員会最終見解(2007年5月)
- 31 虚偽有印公文書作成・同行使の容疑で逮捕され、5 か月以上身体拘束を受け続けた厚生労働省元局長について、2010年9月10日に大阪地方裁判所が無罪判決を言い渡した事件。検察官が、関係者らに対する強引な取調べにより、予め描いたストーリーに沿った内容の供述調書に署名させるという違法不当な捜査手法が採られていたことが明らかになった。
- 32 2011年8月30日、韓国の憲法裁判所は、戦時中の日本軍元慰安婦らが日本政府に損害賠償を求める個人の請求権問題について、韓国政府が日本と外交交渉しないのは「被害者らの基本的人権を侵害し、憲法違反にあたる」とする初の決定を出した。
- 33 日弁連・大韓弁護士協会「日本軍『慰安婦』問題の最終的解決に関する提言」(2010年12月)
http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101211_2.pdf (和文意見書)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/meetings/year/2010/101211.html> (英文ニュースリリース)
- 34 日弁連「公立の学校現場における『日の丸』・『君が代』の強制問題に関する意見書」(2007年2月16日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2007/070216.html> (和文)
- 35 日弁連「日本国憲法施行 60 周年を迎えての会長談話」(2007年4月)
http://www.nichibenren.or.jp/en/document/statements/year/2007/20070427_2.html (英文)
参考 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2007/070427_2.html (和文)
- 36 国税庁「平成 22 年分民間給与実態調査」(平成 23 年 9 月)
<http://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/minkan2010/000.pdf> (和文)
- 37 厚生労働省「平成 23 年度地域別最低賃金額改定の答申について」(平成 23 年 9 月)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001oh2c.html> (和文)
- 38 総務省「平成 22 年 労働力調査年報」
<http://www.stat.go.jp/english/data/roudou/report/2010/index.htm> (英文)
参考 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/report/2010/index.htm> (和文)
- 39 厚生労働省「平成 22 年度 脳・心臓疾患および精神障害などの労災補償状況まとめ」

-
- <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001f1k7.html> (和文)
- 40 時事通信ニュース「生活保護 204 万人 = 戦後最多とほぼ同水準 - 厚労省」(2011 年 10 月 12 日)
厚生労働省「福祉行政報告例(平成 23 年 6 月分概数)」(平成 23 年 10 月)
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/gyousei/fukushi/m11/06.html> (和文)
- 41 厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査(概数調査)結果」(平成 22 年 3 月)
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless10> (和文)
- 42 日弁連「『ホームレスの自立の支援等に関する基本方針(案)』に対する意見」(2008 年 7 月 3 日)
<http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2008/080703.html> (和文)
- 43 日弁連「多民族・多文化の共生する社会の構築と外国人・民族的少数者の人権基本法の制定を求める宣言」(2004 年 10 月 8 日第 47 回人権擁護大会)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20040808.html> (英文)
参考 http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/civil_liberties/year/2004/2004_5.html (和文)
- 44 日弁連「新しい難民認定手続に関する意見書」(2006 年 10 月 17 日)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20061017.html> (英文)
参考 <http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2006/061017.html> (和文)
- 45 日弁連「在留特別許可のあり方への提言」(2010 年 11 月 17 日)
<http://www.nichibenren.or.jp/en/document/opinionpapers/20101117.html> (英文)
参考 http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/101117_4.pdf (和文)
- 46 日弁連「外国人技能実習制度の廃止に向けての提言」(2011 年 4 月 15 日)
http://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2011/110415_4.html (和文)
- 47 前掲自由権規約委員会総括所見(2008 年 10 月)
- 48 前掲拷問禁止委員会最終見解(2007 年 5 月)